

## ビエラストジオ蒔田 利用規則

この利用規則は、ビエラ蒔田内にある地域交流スペース（スタジオ・キッチン）、1階屋外広場、3階屋外テラスの利用に関する必要事項について、施設オーナーであるJR西日本不動産開発株式会社から運営を委託された、株式会社シアターワークショップが定めるものである。

### 1. 利用料金

- ・ビエラストジオ蒔田（以下「当施設」という）のご利用に伴い発生する料金は、会場利用料、有料備品利用料及び付帯料（外部手配料、時間外立会い料等）です。それぞれの金額については、当施設ホームページ（URL：[https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra\\_studio\\_maita](https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra_studio_maita)）に掲載する「料金表」の通りです。
- ・会場利用料には、電気、水道及び空調の利用料が含まれています。
- ・料金のお支払いは、クレジットカード・交通系ICカード、電子マネー、QRコード決済又は請求書とします。

### 2. 利用時間

- ・当施設の利用可能時間は、原則 9：30 から 21：00 までとし、以下の単位で利用ができます。利用時間は、予約時に確定していただけます。  
（スタジオ・キッチン・コモンスペース・テラス）9：30 から 21：00 の間で1時間単位  
（広場）9：30 から 21：00 までの1日単位
- ・利用時間には、準備、撤去等の一切の時間を含みます。
- ・上記時間外の利用は当施設管理者と協議の上決定し、会場利用料の他、所定の時間外立会い料を支払うものとします。

### 3. 休業日

- ・毎週火曜日（当該日が祝日にあたる場合は営業）、年末年始（12月29日から1月5日まで）は休業とします。
- ・施設、設備の点検及び改修等により施設の利用が困難な場合、台風等の悪天候や自然災害が発生した場合、その他当施設管理者が必要と判断した場合は施設を臨時休業する事があります。その際は可能な限り事前に告知します。

### 4. 利用申込みと手続き

- ・利用申込みはビエラストジオ蒔田ホームページ上の予約システム又は当施設受付窓口で受け付けます。利用申込みの手続きを以て、利用者は「ビエラストジオ蒔田利用規則」（以下「当規則」という）を承諾したものとみなします。
- ・申込みの受付は、18:00までの利用については利用日の6ヶ月前の同日から当日の16:00まで、18:00以降の利用については現行通り6ヶ月前の同日より開始し、利用日の1週間前（同曜日）までとします。
- ・当施設管理者が、内容を確認した上で予約完了メールをお送りし、予約確定となります。尚、内容によっては利用をお断りする場合がございます。
- ・本番利用（客席を設置しお客様を迎え入れる催事、不特定多数の来場者を見込む催事）については、事前の打ち合わせを実施します。利用開始日の1か月前までに、当施設管理者と利用方法、スケジュール、プログラム、会場設営等、詳細の打合せを行ってください。
- ・会場利用料及び備品使用料は利用開始前までにお支払いください。付帯料金が発生した場合は、利用終了後、当施設受付窓口でお支払いください。

### 5. 利用申込みの変更及び解約

- ・予約完了後、利用者側の都合で利用を取り消される場合（日時変更も含む）は、利用者自身で予約システム上のキャンセルの手続きを行ってください。

・当施設のキャンセルポリシーは以下の通りです。

- ① 利用開始日の2週間前同曜日～1日前までのキャンセル：利用申込日数分の会場利用料金（消費税等込）の50%相当額
- ② 利用日当日のキャンセル：利用申込日数分の会場利用料金（消費税等込）の全額相当額

※なお、利用の取り消し時点で発生している実費については、キャンセル料金と別に頂戴いたします。

※キャンセル料は1週間以内にお支払いをお願いいたします。

※1週間以内に支払のない場合は、すでに予約している当該利用者の予約は全て無効とし、今後の利用もお断りさせていただきます。

## 6. 利用の制限

以下の項目に該当する場合は、利用申込の取り消し、又は利用を中止させていただくこともありますのでご了承ください。

その結果、利用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。

また、この場合予定される外部手配物等の付帯料金等については請求させていただくことがございます。

- ① 利用申込時の記載事項（利用者、利用目的、利用内容等）が実際とは異なるとき。
- ② 当施設の利用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ③ 当規則、その他当施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく当施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ④ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑤ 利用内容について、来館者、利用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと当施設管理者が判断したとき。
- ⑥ 利用者による当施設での催事（以下「イベント」という）の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類すると当施設管理者が判断したとき。
- ⑦ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。
- ⑧ イベントの内容が、葬儀、告別式その他これらに類する行事に関するものであるとき。
- ⑨ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑩ イベントの開催により、当施設利用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑪ 政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑫ 公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他、当施設管理者が予約の取り消し又は利用の中止が必要と判断したとき。
- ⑬ ピエラ蒔田館内のテナント・テナント関係者、または来館者・当施設周辺等に迷惑を及ぼす恐れがあると当施設管理者が判断したとき。
- ⑭ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると当施設管理者が判断したとき。
- ⑮ その他当施設の管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されるとき。

### ■反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ② 利用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をする事なく、ご利用の予約を取り消すことができるものとします。
- ③ 施設管理者が、②の規定により、ご利用の予約を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ 施設管理者が、②の規定により、ご利用の予約を取り消した場合において、利用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

## 7. 免責及び損害賠償

（不可抗力による利用停止）

天災、火災、その他不可抗力によって当施設の利用が困難になった場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（緊急の事由による利用停止）

当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて当施設の一部または全部の利用を中止させていただく場合があります。この場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の事由による利用停止)

当施設またはピエラ蒔田全館の都合により、当施設の利用停止を求めることがあります。

この場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の免責)

- ・事前の荷物の受取に伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに利用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害及び来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・当施設の機材、設備等の故障により利用者が当施設を利用できない場合、既にお支払いいただいた利用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を利用者の責めに帰する事由により汚損、毀損、または紛失した場合、利用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定して原状の回復に要する直接及び間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。
- ・利用者の責めに帰する事由により他の利用申込者もしくはピエラ蒔田館内のテナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、利用者が当規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

## 8. 禁止事項・その他

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・裸火をはじめとする火気の使用は禁止いたします。
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・持込みパネルや幕類は、防災加工済みのものをご使用ください。
- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の持込みは禁止いたします。
- ・ピエラ蒔田建物全部、附属施設への原状回復困難な行為（テープ貼りや釘打を含む）は禁止いたします。  
例) 壁、柱、窓、扉等へポスター、看板、旗、懸垂幕などをテープや釘類で固定する行為。
- ・附属する備品設備を当施設外に持ち出さないでください。
- ・近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はしないでください。

(管理責任)

- ・当施設を予約した者は、利用期間中、責任者として当施設に必ず常駐してください。
- ・収容人員（ピエラストジオ：130人、ピエラキッチン：8人）を厳守してください。
- ・来場者の受付、人員整理、誘導、当施設の警備・整理、事故防止は利用者側で責任をもって行ってください。
- ・必ず十分な幅員で避難導線を確認し、避難誘導灯、消火器、消火栓、避難口の扉などは施工物等で隠さないようにしてください。
- ・非常事態にそなえ、利用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。避難誘導体制を利用者の責任において整備してください。
- ・搬出入に際しては、必ず事前に当施設管理者と協議、相談の上、指定の経路をご使用ください。  
また、所定以外の場所への物品等の放置はおやめください。
- ・イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に当施設管理者の承認を受けてください。

(原状回復)

- ・当施設及びピエラ蒔田建物全体の汚破損がないよう、利用前に必要な箇所には養生を行い、利用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・利用後の備品設備等は、当施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・利用施設は利用者側において清掃を行い、利用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。搬出・清掃終了後は当施設管理者立会いの下、点検を行います。特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。  
また、万が一、当施設内外に残置物があった場合は施設側で処分いたします。その際に生じた実費分は、別途請求いたします。

(その他注意事項)

- ・ビエラ蒔田は複合施設のため、他フロアからの音漏れがある場合がございます。また、他フロアへの音漏れを抑えるため、施設管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量（特に重低音）を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ・ビエラ蒔田内テナント・テナント関係者、または来館者・当施設会場周辺等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。
- ・当施設の保安全管理、防災・防犯及び安全上の理由から、施設管理者が当施設内に立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- ・その他ご利用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

## 9. 定型約款に関する規定

1. 当規則は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場合に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により当規則を変更することがあります。
  - (1) 当規則の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 当規則の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当施設の所有者及び施設管理者が当規則を変更する場合、当規則を変更する旨及び変更後の当規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに当施設ホームページ（URL：[https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra\\_studio\\_maita](https://venues.theatre-workshop.co.jp/vierra_studio_maita)）に掲載、または利用者に電子メールで通知します。
3. 変更後の当規則の効力発生日以降に、利用者が当施設を利用したときは、当規則の変更に同意したものとみなします。

(2026年4月1日)